

昭和村障がい者計画
第6期昭和村障がい福祉計画
第2期昭和村障がい児福祉計画



令和3年3月
昭 和 村

目 次

第1章 総論

1. 計画の概要	1		
1. 計画策定の背景と趣旨	1	2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の策定体制	3	4. 計画の期間	3
5. 計画期間中の見直しについて	4	6. 計画の推進に向けて	5
2. 障がいのある人の状況	6		
1. 障がい者の状況	6	2. 身体障がい者の推移	7
3. 知的・精神障がい者の推移	8		

第2章 障がい者計画

1. 基本的な考え方	9		
1. 基本理念	9	2. 基本目標	9
3. 計画の体系	10		
2. 施策の推進	11		
1. 相互理解と交流、啓発の推進	11	2. 保健・医療の充実	12
3. 社会参加の促進	14	4. 福祉サービスの充実	15
5. 雇用・就労の促進	17	6. 障がい児への支援の充実	18
7. 生活環境の整備	19	8. 防災・防犯体制の充実	21

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 基本的な考え方	22		
1. 基本方針	22	2. 総合的な自立支援システム	23
2. 成果目標・見込量	29		
1. 成果目標	29	2. 障害福祉サービスの見込量	38
3. 地域生活支援事業の見込量	40		

【資料編】

1. 昭和村福祉計画策定審議会名簿	42	2. アンケート調査結果	43
-------------------	----	--------------	----

※「障害」「障がい」の表記について

本計画内では、法令名や固有名詞については「障害」、その他の、人の状態等を表す場合については、『害』がもつ否定的なイメージを考慮し、「障がい」と表記しています。

第1章 総論

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいむらづくりが求められています。

「障害者基本法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権の享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念、及び「児童福祉法」の「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」との理念を実現するため、「昭和村障がい者計画・昭和村障がい福祉計画・昭和村障がい児福祉計画」を定め、地域の実情やニーズに沿った支援を行うための施策に取り組んでまいります。

【参考 障害者施策に関わる主な関係法令の動向】

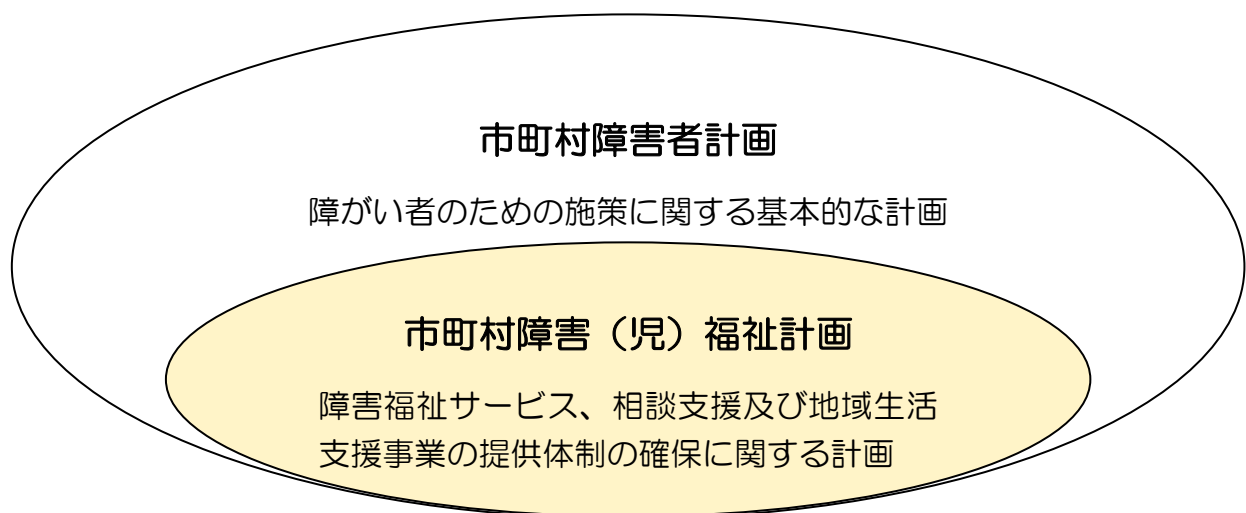
	関連法令	概要
平成17年	・発達障害者支援法の施行	・発達障がいの定義づけ
平成18年	・改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・雇用対策の強化、助成の拡大等 ・福祉サービス体系の再編 ・総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成19年	・改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成21年	・改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成22年	・障害者自立支援法等の一部改正	・利用者負担や障がい者の範囲及び障害程度区分の見直しなど
平成23年	・障害者基本法の改正 ・障害者虐待防止法の成立	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど ・障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成25年	・障害者総合支援法の施行 ・障害者差別解消法の成立	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成28年	・成年後見制度利用促進法の成立	・地域の需要に応じた成年後見制度の利用促進、体制の整備、国の基本計画を踏まえた市町村計画の策定など
平成30年	・改正障害者総合支援法の施行 ・改正児童福祉法の施行	・障がい者の生活と就労に対する支援の充実 ・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進 ・市町村障害児福祉計画の策定 ・障がい児支援のニーズの多様化への対応

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の計画との整合性を図りながら、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
性 格	- 障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のために施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条第3項） - 長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画	各年度における障害（児）福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20）
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした障害者のための施策に関する総合計画	障害者計画のうちの障害（児）福祉サービス分野の実施計画

■ 障害者計画と障害（児）福祉計画の一体性の確保



【参考 障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法条文】

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

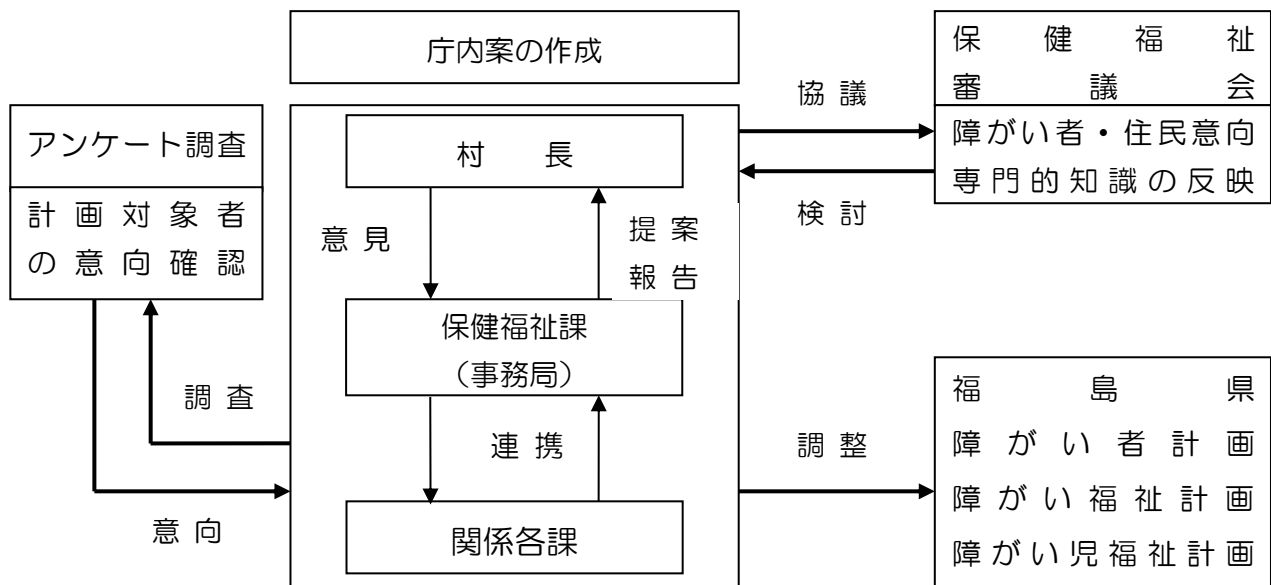
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

1－3. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、行政関係者、各種団体の代表者等を委員とする「昭和村保健福祉審議会」により、計画策定のための検討を行いました。庁内においても、保健福祉課を中心に関係各課とも必要な連携を行い計画の策定を行いました。



1－4. 計画の期間

計画推進スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
昭和村障がい者計画					
昭和村障がい福祉計画：第6期 昭和村障がい児福祉計画：第2期					
(予定)					
昭和村障がい福祉計画：第7期 昭和村障がい児福祉計画：第3期					

昭和村障がい者計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までとします。

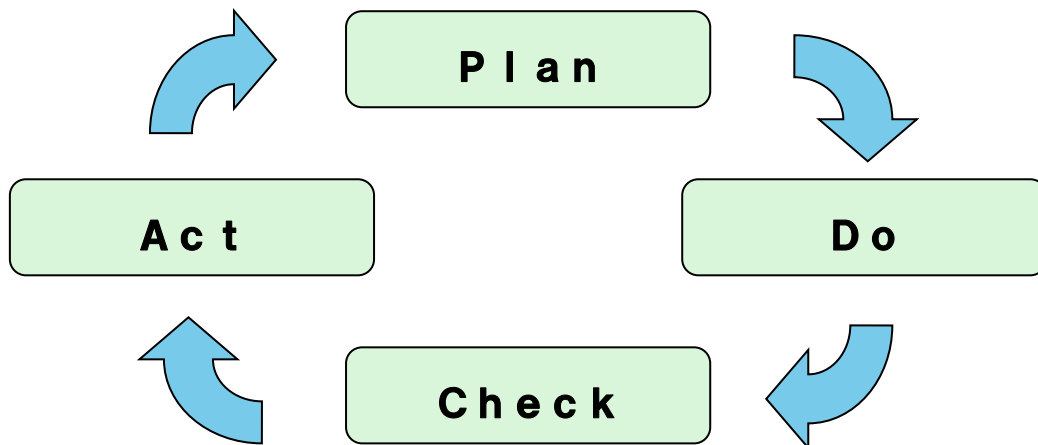
昭和村障がい（児）福祉計画は3年ごとに策定することとされています。

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とします。

1－5. 計画期間中の見直しについて

障害者基本法や障害者総合支援法等の関係法令の改正、及び新たな法令の制定など、随時国内法令の整備が行われ、これからも新たな制度改革や取り組みがいつそう進められていく予定です。このような動向を踏まえ、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画期間中においても本計画の見直し・変更その他必要な措置を講じるもの（PDCAサイクル）とします。

■PDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）	・ 障害者・障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示
実行（Do）	・ 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価（Check）	・ 成果目標及び活動指標については、年1回は事業実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者・障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。 ・ 中間評価の際には、保健福祉審議会及び関係機関等の意見を聴くとともに、その結果の公表を検討する。
改善（Act）	・ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者・障害福祉計画の見直し等を実施。

【参考 障害者総合支援法条文】

障害者総合支援法第88条第2項

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法第33条の21

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

1－6. 計画の推進に向けて

■計画達成状況の点検及び評価

計画の推進に当たっては、村民の理解や協力を得るために、村広報やホームページなどにより計画の周知・PRを図るとともに、障がいのある方のニーズや社会環境の変化等を踏まえながら、毎年、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行状況などの点検や評価を「昭和村自立支援協議会（昭和村保健福祉審議会内）」の中で実施していきます。

■関係機関との連携

計画内容により事業の実施には、各関係機関との連携が重要となってきます。村内はもとより、国・県の動向を踏まえつつ、福島県障害者自立支援協議会などで、近隣市町、関係機関等の機会あるごとに様々な情報交換を進めながら、計画を推進していきます。

2. 障がいのある人の状況

2-1. 障がい者の状況

昭和村の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、令和2年4月1日現在で、98人、人口に対する障がいの出現率は、7.9%であり、村民の約13人に1人が身体、知的又は精神に障がいがあるという状況です。

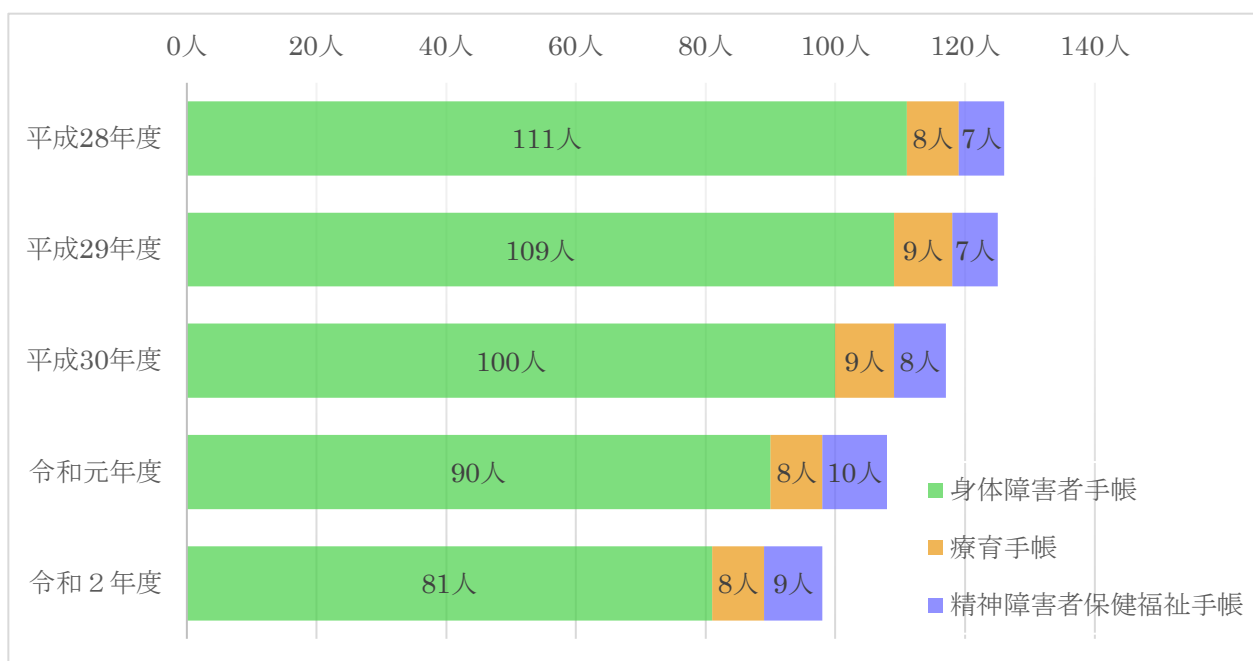
障害者手帳所持者の推移

（単位：人、各年度4月1日現在）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	111	109	100	90	81
療育手帳	8	9	9	8	8
精神障害者 保健福祉手帳	7	7	8	10	9
合 計	126	125	117	108	98
本 村 人 口	1,334	1,309	1,279	1,267	1,236
人口に占める割合	9.4%	9.5%	9.1%	8.5%	7.9%

※異なる種別の複数の手帳を所持している方については、重複しています。

各種障害者手帳の交付状況



1-2. 身体障がい者の推移

身体障害者手帳の所持者は、人口の減少に伴い、全体として減少の傾向にあります。

障がい別の比較については、平成28年度からの推移を見ると「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」がおおよそ横ばい傾向で、それ以外の障がいは減少傾向にあります。年齢別の比較については、平成28年度から65歳以上の身体障がい者は全体の約9割を占めており、令和2年度の時点で65歳以上の村民およそ9人に1人が身体障害者手帳を所持していることになります。

身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人、各年度4月1日現在)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
等級別	1 級	28	29	27	25	21
	2 級	9	8	7	6	5
	3 級	31	31	28	27	28
	4 級	34	33	30	26	20
	5 級	3	2	2	2	2
	6 級	6	6	6	4	5
障がい別	視 覚 障 が い	7	6	6	6	5
	聴覚・平衡機能障がい	12	12	13	11	11
	音声・言語・咀嚼機能障がい	0	0	0	0	0
	肢 体 不 自 由	61	58	52	46	42
	内 部 障 が い	31	33	29	27	23
年齢別	18歳以上 65歳未満	8	8	8	8	7
	65歳以上	103	101	92	82	74
計		111	109	100	90	81

令和2年4月1日現在の高齢者人口：697人

1-3. 知的・精神障がい者の推移

(1) 知的障がいのある人の推移

療育手帳の所持者は、全体としておおよそ横ばいの傾向にあります。

療育手帳所持者の推移

(単位：人、各年度4月1日現在)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療 育 手 帳 交 付 者	A (重 度)	4	4	4	4	4
	B (中軽度)	4	5	5	4	4
	計	8	9	9	8	8

(2) 精神障がいのある人の推移

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の所持者は、全体としておおよそ横ばいの傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人、各年度4月1日現在)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
精 神 保 健 福 祉 手 帳 交 付 者	1 級	1	1	1	3	3
	2 級	4	4	4	3	3
	3 級	2	2	3	4	3
	計	7	7	8	10	9

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の推移

(単位：人、令和2年4月1日現在)

障がいの分類	令和元年度	令和 2 年度	前年度比
高次脳機能障害	2	2	0
統合失調症	6	6	0
気分障害 (うつ病、双極性障害など)	7	7	0
神経症性障害 身体表現性障害	1	2	+1
てんかん	1	1	0
その他	2	0	-2

第2章 障がい者計画

1. 基本的な考え方

1-1. 基本理念

障害者基本法の理念は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とうたわられています。この計画は、障害者基本法の理念に則り、全ての村民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（＝共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるむらを目指し、『だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるむらづくり』を基本理念とします。

1-2. 基本目標

この計画の理念を実現するため、現状分析を踏まえ、次の4つの視点を基本目標とし、障がい者施策を推進します。

① 障がいのある人を支える地域づくり

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する村民の理解を深めるため、正しい知識の普及・啓発や障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

② 自立した生活を送るための（地域生活）支援の充実

障がいの有無にかかわらず、村民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めます。

③ 生きがいのある暮らしのための支援

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な就労支援を推進します。また、障がいの有無に関わらず、円滑に社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

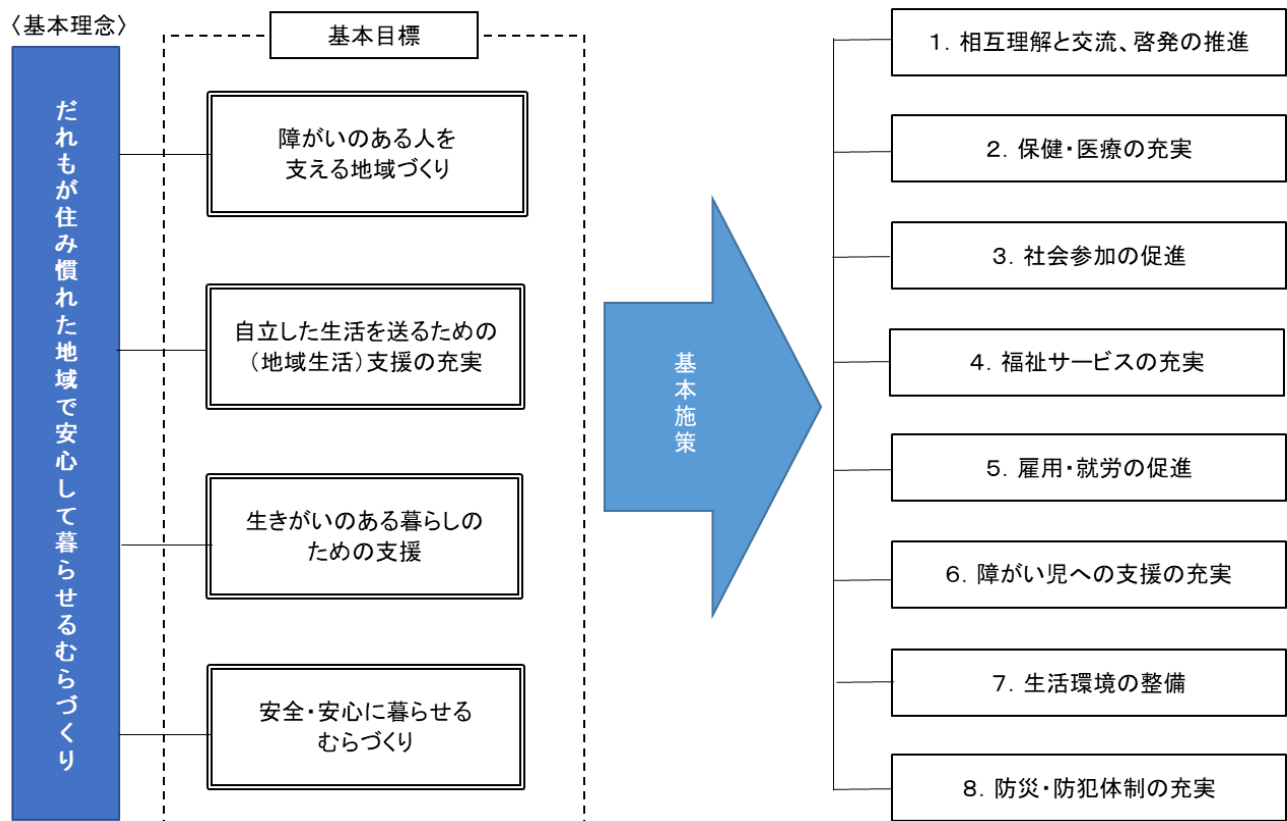
④ 安全・安心に暮らせるむらづくり

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人に配慮したむらづくりを推進します。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策における高齢者、障がいのある人、乳幼児等（災害時要支援者）の対応は一層重要になってきており、地域における防災・防犯対策を推進します。

1－3. 計画の体系

「第6次昭和村振興計画」と前述の基本的な考えを踏まえながら、障がい者が住み慣れた地域において生きがいをもって住み続けることができるよう、行政はもとより、地域住民が一体となって障がい者施策を推進していくことが必要です。

特に地域においては、障がい者の問題を障がい者本人やその家族の問題にとどめず、地域に住むすべての人の問題として取り組めるように地域ネットワークの構築が重要であり、地域に住む住民一人ひとりが地域の中でふれあい、支え合いながら行政と一体となって推進していくことが大切です。



2. 施策の推進

2-1. 相互理解と交流、啓発の推進

<現状と課題>

障がい者が住みなれた地域の中で自立し、主体的に社会参加できる地域社会を形成するためには、障がいや障がい者に関わる正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動が大切です。そのため、本村では「広報しょうわ」への関連記事の掲載や障害者手帳交付者へ「障がい者福祉の手引き」の配布などを行っています。

障がいについては、障がい者本人、その家族、その他すべての村民の正しい理解により、障がいのある人が、共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、心やさしい福祉社会を構築していかなければなりません。そのためには、すべての村民に対し、適切な機会を捉えて、障がいについての多様な啓発・広報活動を進めることが求められています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
広報などを活用した啓発活動の推進	「広報しょうわ」やパンフレット「障がい者福祉の手引き」などに、障がいや障がい者の関連記事を掲載し、障がいについて関心をもってもらうとともに、理解を深めてもらうよう努めます。また、障がい者やその家族の参考となる情報も含め、福祉全般について、幅広い啓発活動を進めます。
福祉に関する情報の定期的な発信	障がいのある人の社会参加に対する理解の一助となるよう、障がいのある人の参加する行事などを広報で取り上げるよう努めます。
「障害者週間」の周知（毎年12月3日～9日）	「障害者週間」を中心に、障がいのある人となない人の相互理解推進のため広報等による周知を図ります。
ボランティア活動の推進	障がいのある方が地域において生き生きと暮らすためには、様々な活動を支援するボランティア活動が重要であり、また、その活動が村民のおもいやりの心を育むことにもつながります。ボランティアの各種研修の周知やPRなど、活動支援の充実を図ります。
障がい者の自立意識の高揚と社会参加の促進	障がい者自身の自立意識の高揚と自主的な社会参加を促すため、地域生活支援事業や保健事業などの充実を図るとともに、各種行事への積極的な参加を呼びかけます。

2-2. 保健・医療の充実

① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

<現状と課題>

障がいの主な原因としては、疾病、交通事故や労働災害など事故の後遺症、遺伝や発達の遅れなどがあげられます。また、障がいの原因となる疾患名として、予防が可能な脳血管疾患や骨関節疾患がもっとも多く割合を占めています。

障がいを理解し、疾病の早期発見に向けた健康診査や各種検診の受診率を向上させることで、医学的にも障がいの重度化を予防していくことが大切です。健康診査は、疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会となっています。

また、複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、うつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の不健康な人がいます。こうした人たちが地域で孤立して症状が悪化しないよう、適切な対応が必要となっています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
成人・老人の疾病予防対策及び保健事業の充実	人間ドックや健診で、生活習慣病の早期発見に努めます。また、生活習慣を見直すことにより、疾病の予防につなげ、健康を維持していく取り組みを行います。特に、各種健診の受診率の向上と事後指導の徹底を図っていきます。
精神保健相談事業等の充実	村では、柳津町・三島町・金山町が協同で回復途上にある精神障がい者の社会復帰を図るために調理実習等の生活指導、創作活動、レクリエーション活動を月1回実施し、精神障がいのある方の自立支援を行っています。
母子保健事業の充実	障がいの原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や乳幼児に対する相談指導、発育の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など異常早期発見や健康増進に努めます。また、関係機関と情報交換を行い、多面的なアプローチによる支援を行います。
相談窓口・療育体制の整備	子どもの健全育成支援のため相談窓口の充実を図り、関係機関との連携による、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談体制を推進します。障がいの疑いが見られる乳幼児について、乳幼児発達観察相談会で専門家の指導を受け、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関への移行を助言します。

② 適切な保健・医療の提供

<現状と課題>

保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するために重要な意義を有しています。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、保健・医療・福祉サービスの提供が一体となって障がいのある人の生活の質の向上を図ることが求められています。これらを踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、今後とも体制整備を図っていきます。

難病を有する人に対しては、国で指定した特定疾患について、医療費の一部を助成していますが、今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
医療費の給付等の継続	自立した日常生活及び社会生活を営むために障がいのある人が適切な医療を受けることが出来るよう、公費による医療費助成制度（重度心身障害者医療助成事業、更生・育成医療）を今後も実施していきます。
保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	会津保健福祉事務所、近隣町村、地域包括支援センター等と連携し、障がいの特性に応じた保健・医療に関する適切な情報提供に努めます。
通院等の交通利便性の確保	障がいのある人に対する保健、医療サービスが安定して提供されるよう、診療所送迎バスによる巡回を行います。また、連携した医療体制の構築のため村外医療機関への通院等の交通利便性の確保に努めます。
成人・老人保健事業等の推進	「昭和村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿った成人・高齢者を対象とした一次予防を重視した施策を実施し、健康増進及び疾病予防に努めます。また、「地域包括支援センター」を中心に生活機能の低下を防ぐための体操や手工芸の創作活動など行う「お達者くらぶ」などの事業を展開し、保健事業等の推進に努めます。

2－3. 社会参加の促進

＜現状と課題＞

村民の誰もがいきいきと充実した生活が送れるようになるためには、障がいのある人もない人も隔たりなく生涯を通じて、自発的学習を促すための施策が重要であります。

障がいのある人の生涯学習に対する意識向上に努めるとともに、参加しやすい施設整備や環境整備を推進し、また参加できる活動の情報提供を充実してまいります。

＜主な施策の方向＞

取り組み	概要
文化活動・講座の参加への配慮	文化活動に関する講演会や講座などにおいて、障がいのある人も参加しやすいように配慮します。文化活動の情報提供を随時行い、生涯学習に対する意識向上に努めます。

2-4. 福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

<現状と課題>

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、地域や家庭で快適な生活が送れるよう、それぞれの障がいに応じた様々な福祉サービスの提供を確保する必要があります。

障がい者の自己決定の尊重、障がい者本位のサービスの提供を基本としながら、障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるよう障害福祉サービスの質の向上を図ることが求められています。日々の在宅生活を快適に、かつ自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実とともに、日中活動の場などの確保が必要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
相談支援機能の充実	障がい者本人やその家族が安心して生活できるよう、障がい者のニーズ等に応じて、サービス情報の提供や、相談支援の充実を図ります。
居宅介護サービスの充実	障がい者のニーズ・実情を踏まえ、者総合支援法の制度に対応した介護給付サービス（＝共生型サービス）について、事業所の協力を得ながら、支援体制の整備・充実を図ります。
地域生活支援事業の実施	日常生活用具給付事業や移動支援事業など地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、障がい者の地域における生活を支援します。
地域交流・福祉活動の促進	住み慣れた地域で障がい者の自立活動を支援するため、よつばの会、ＹＹサークル等の地域交流活動の積極的な促進及び支援を行います。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、ボランティア団体等の協力を得ながら、地域福祉活動の活性化を図ります。
地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターが、障がいのある高齢者の相談に適切かつ円滑に対応できるよう、介護事業者や関係機関との連携情報交換に努めます。また、介護保険制度の介護給付に加え、さらに障害福祉サービスを必要とする場合、引き続き障がい者施策における適切なサービスの提供に努めます。

② 施設福祉サービスの充実

＜現状と課題＞

在宅が困難な障がい者の生活の場として、また地域で生活する障がい者や介護者を支援する専門機関として、入所型の障がい者福祉施設が大きな役割を果たしています。

しかし、本村では、村内に身体障がい者や知的障がい者の入所施設がないため村外の施設へ広域的に入所しています。入所の希望等があった場合、早急に対応できるよう関係機関と連携してまいります。

＜主な施策の方向＞

取り組み	概要
関係機関との連携強化	高等養護学校からの新規入所等をはじめ、障がいの程度の変化や要望に応じた、施設の移動等や就労移行について、関係機関等と調整しながら支援体制の整備を図ります。

③ 生活の安定

＜現状と課題＞

障がい者が自立した生活を営むうえで、経済面の保障が重要です。本村では、生活の援助のため各種施策を実施していますが、複数の担当窓口を介する場合があるため、制度の周知徹底や手続きの簡素化などの課題があります。また、障害基礎年金・各種手当、資金の貸付制度などの充実を求める要望も多く、税制上の軽減や関連制度の充実も求められています。

＜主な施策の方向＞

取り組み	概要
年金制度・福祉制度の周知	「広報しょうわ」やパンフレット「障がい者福祉の手引き」などにより、各制度の広報、普及啓発に努めます。
各種助成制度の充実	障がい者が日常生活を営むための各種優遇制度（鉄道、航空機、有料道路通行料、NHK受信料などの割引制度）の周知を図るとともに、関係機関や事業者に対して制度の充実を要望していきます。

2-5. 雇用・就労の促進

＜現状と課題＞

障がいの重度化と高齢化により障がいのある人が適正と能力に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し自立した生活を送ることには多くの困難が伴っています。障がい者が自立のひとつの手段として職業に就き、社会参加できる地域づくりを実現するため、障がい者が地域の中で、一人ひとりに合った多様な就労形態が創り出されるよう職場環境の整備、経営者の理解と協力により、障がい者の雇用が促進されるよう、啓発・広報活動を行うことが求められています。

＜主な施策の方向＞

取り組み	概要
障がいのある人の雇用の推進	「昭和村障がい者活躍推進計画」（令和2年4月1日策定）に基づき、雇用のための環境整備を検討し、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。村内の企業や公共職業安定所等との連携を図りながら、障がい者の雇用の創出に努めます。
雇用促進の啓発活動の推進	障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主はもとより村民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を、積極的に展開していきます。

2-6. 障がい児への支援の充実

<現状と課題>

障がいのある子どもの発達レベルや障がいの状況は、多種多様です。乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた保健指導、保育・教育の充実が必要です。

また、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら、障がいのある子ども及び保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも連続した相談支援体制を整備することが必要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
療育体制の整備	乳幼児期から一貫した支援体制が取れるよう、保健・福祉・教育の役割と機能について、全庁的な取り組みの中で検討します。障がいをもつ子に、早期に適切な教育・保育が進められるよう、医師、保健師、保育所、学校関係者等との連携により、個々の障がいの程度・適性に応じた保育・教育に努めます。
特別支援教育体制の充実	自閉症などの障がいのある児童・生徒に対し、学力や生活能力を向上するため、障がい児教育の支援体制の充実を図ります
障がい者の人権に関わる教育や共生社会の実現のための教育の推進	共に学び合う教育を推進し、障がいに対する偏見や差別を取り除き、障がい者の人権や生活に係わる諸課題を、共に解決していこうとする意欲を育て、共に生きる社会の実現をめざす教育の実践に努めます。

2-7. 生活環境の整備

① 住まい・むらづくりの推進

<現状と課題>

ノーマライゼーションの「障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別されることなく、生活や権利が保障されるような環境を整備する」という理念に基づき、障がいのある人が住みなれた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするために、建築物、道路、公共交通機関の施設や設備を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていく必要があります。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
日常生活用具給付における住宅改修	生活の利便性を確保するため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。 また、周知徹底を図り制度の普及啓発に努めます。
公共施設のバリアフリー化の推進	新たに整備する施設のバリアフリー化はもとより、既存の施設についても利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。
地域生活支援拠点の機能の充実	近隣町村と「会津西部地域生活支援拠点」を整備し、今後は運用状況を検証・検討しながら、地域の実情や障がい者のニーズに対応したサービスの提供が行えるよう、体制づくりを進めていきます。 ※地域生活支援拠点・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた緊急時の受入や居住支援のための機能

<現状と課題>

障がい者が不当で差別的な扱いを受けたり、養護者や使用者等から虐待を受けたりすることを防ぐために、早期の発見や本人及び家族等への支援など、日頃から地域での見守りが大切です。また、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者の支える親の高齢化により、成年後見制度の利用が必要となる人に対する支援も必要になります。

障がい者の権利が守られ、自立した生活を送れるための体制づくりを進めていかなくはなりません。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
差別的な取扱いや虐待の防止・早期発見	障がいへの理解を促すための啓発活動を推進します。また、本人や家族等に対する相談や見守り体制の構築に努めます。
成年後見制度の利用促進	近隣町村と連携して、中核機関の設置や、協議の場を設けるなどし、成年後見制度利用のための体制を構築し、利用促進を図ります。

2-8. 防災・防犯体制の充実

① 防災・防犯対策の充実

<現状と課題>

東日本大震災以降、防災に対する意識は高まっている状況です。障がい者が住みなれた地域で安心して暮らしていくには、障がいの程度や状態に合わせた防災・防犯対策が求められており、障がい者に対する災害情報の伝達や、災害発生時における迅速な避難誘導などが大きな課題になっています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
防災・防犯知識の啓発	災害時の被害を最小限に食い止めるため防災知識の普及に努めます。警察・消防・行政区・民生委員などとの連携により、地域ぐるみで犯罪や事故から障がい者を守る意識の高揚に努めます。
福祉避難所の整備	障がいのある人を含む災害時要援護者に対して、医療機関や社会福祉施設等への二次的避難措置について対策を進めます。また、災害時要支援者の避難が迅速かつ円滑に行われるように、地域における支援ネットワークの構築と災害時避難行動要支援者台帳の整備を進めます。
防犯体制の確立	警察、地域の方々と連携し障がいのある人犯罪に巻き込まれことを未然に防ぐための協力・連絡体制を確保します。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 基本的な考え方

1-1. 基本方針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、障がい者・障がい児の地域生活を支援するための障害福祉サービス等の成果目標等や、提供体制等の確保に関して定めるものです。

また、障がい者計画の「2-4. 福祉サービスの充実」に関連があります。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の期間は令和3年～令和5年度です。

1-2. 基本指針の見直しについて

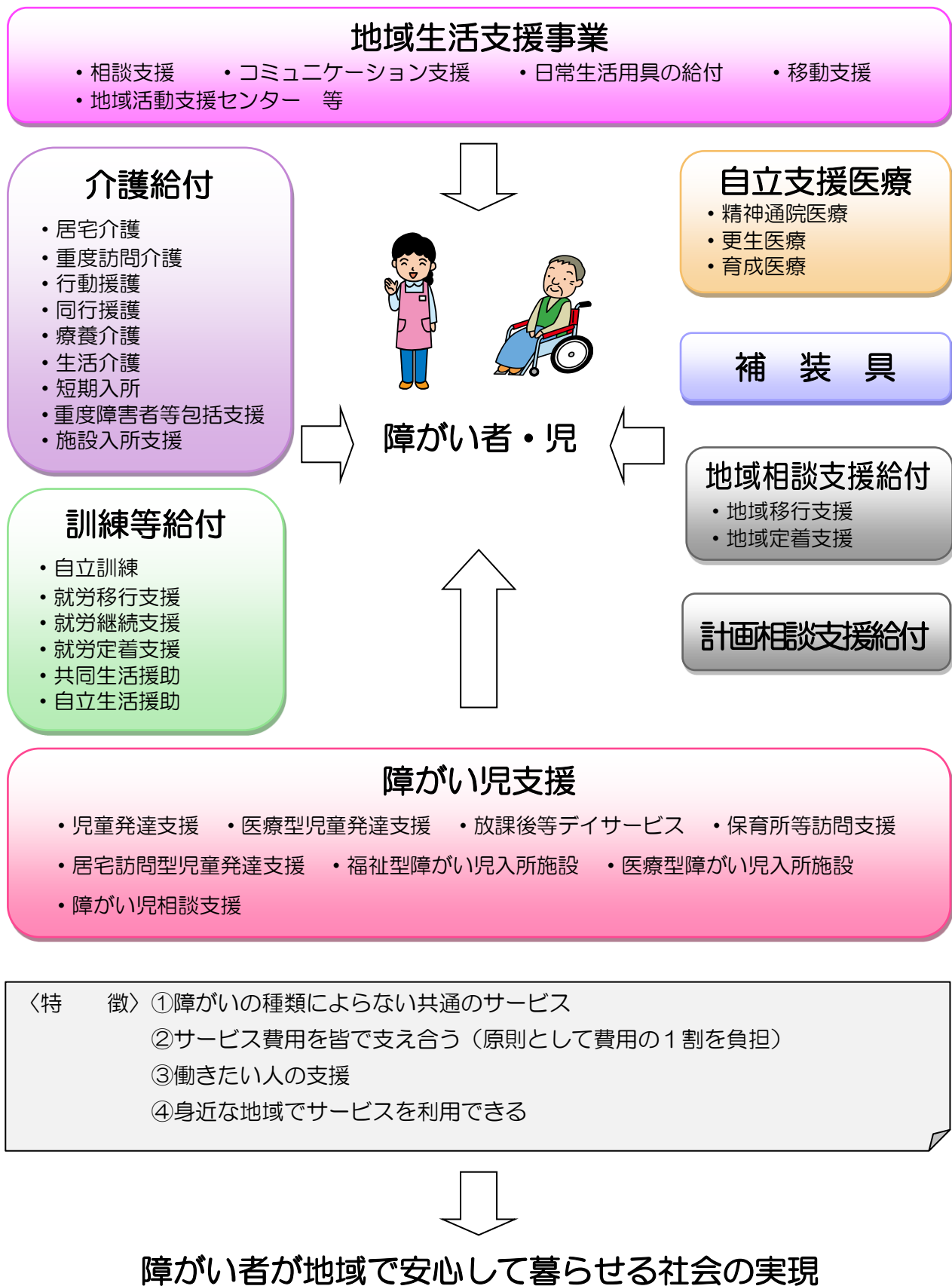
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の基本指針から、主に下記の内容が見直されました。

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービスの質の向上

これらを反映した内容について、29ページ以降で令和5年度までの成果目標を設定します。

2. 総合的な自立支援システム

障がい者・障がい児を支える仕組みとして、障害者総合支援法（障がい児においては障害者総合支援法及び児童福祉法）に基づく「自立支援給付（障害福祉サービス）」「地域生活支援事業」等があります。



【障害福祉サービス】

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定を行うものです。

■サービスの種類

- ①在宅生活を支援する『訪問系サービス』
- ②施設への通所や入所施設での昼間のサービスである『日中系サービス』
- ③入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの『居住系サービス』
- ④サービスの利用や地域での生活を支援する『相談支援』
- ⑤障がい児に対する入所や通所の支援をする『障がい児支援』

① 訪問系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：自宅で介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分1～6
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 (対象者：重度の知的・身体・精神障がい者)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分4～6
	重度障害者等 包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行います。 (対象者：寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分6
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。 (対象者：知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある方など)	知的障がい 精神障がい	区分3～6
	同行援護	重度の視覚障がいがある方の移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。	視覚障がい	身体介護は 区分2以上

② 日中系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分・利用期間の制限等
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分1～6
	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。 (対象者：長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方など)	身体障がい 難病等	区分5～6
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供をします。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分3～6 (50歳以上は 区分2～6)
訓練等給付	自立訓練	「機能訓練」 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能向上に必要な訓練を行います。	65歳未満 身体障がい 難病等	有 (18か月)
		「生活訓練」 障がいの状況から自立生活が困難な方に、地域生活に必要な生活能力向上のための訓練を行います。	65歳未満 知的障がい 精神障がい	有 (24か月)
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満 の障がい者	有 (24か月)
	就労継続支援	「A型（雇用型）」 就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	65歳未満 の障がい者	無
		「B型（非雇用型）」 企業での就労が困難な方、一定の年齢に達している方などに働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	無
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。 (利用開始：一般就労6か月経過後～)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	有 (36か月)

③ 居住系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護 給付	施設入所支援 (障がい者支援施設 での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。 (対象者：夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方など)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分4～6 (50歳以上は 区分3～6)
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活住居において日常生活の支援を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	非該当～ 区分6
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	非該当～ 区分6

④相談支援

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象
相談支援 給付	計画相談支援	障害福祉サービスの利用を申請した者について、サービス等利用計画の作成や支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービスを利用する障がい者
	地域移行支援	住居の確保や体験宿泊、同行支援等地域生活に移行するための支援・相談を行います。	障害者支援施設等に入所している障がい者 精神科に入院している精神障がい者
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急に事態等に相談や必要な支援を行います。	居宅において単身等で生活し、緊急時の支援が見込めない障がい者

⑤障がい児支援

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行います。	未就学の障がい児
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、医学的な管理が必要な障がい児
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休日に、生活能力の向上のための訓練等の療育を行います。	就学中の障がい児
障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行います。	重度障がい児
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や学校等、集団生活を行うのに、支援が必要な障がい児
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導を行い、生活に必要な知識や技能を身につけます。	施設に入所している障がい児
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院して、治療を行うとともに、保護、日常生活の指導を行い、生活に必要な知識や技能を身につけます。	医学的な管理等が必要な障がい児
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用を申請した者について、サービス等利用計画の作成や支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービスを利用する障がい児
	障害児相談支援	通所支援の申請にかかる給付決定の前の利用計画案の作成や、支給決定後の事業者等との連絡調整等や利用計画の作成を行います。	通所支援を利用する障がい児

【地域生活支援事業】

地域の実情や利用者の状況に柔軟に対応し、効率的・効果的な事業を行うものです。

種類	サービスの名称	サービスの内容
地域生活支援事業	相談支援事業 【自己負担 なし】	障がいのある方、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	コミュニケーション支援事業 【自己負担 なし】	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのために意思疎通が困難な方に、手話通訳や要約筆記者などの派遣等を行います。
	日常用具給付等事業 【自己負担 1割】	重度障がい者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	移動支援事業 【自己負担 1割】	障がいのある方で、移動や外出が困難な方に対して、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための移動の介助や、それに伴う必要な介護を行います。

2. 成果目標・見込量

2-1. 成果目標

国及び県の基本指針を踏まえつつ、これまでの地域の実績及び実情に則し、令和5年度を目標年度とした成果目標を設定します。

■障がい者支援

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現行体系で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、グループホームや一般住宅等への移行に関する成果目標を設定します。

昭和村では、現時点で地域移行される見込みの方はいませんが、今後は、地域生活支援拠点等の活用や、障害福祉サービスの利用など、地域での生活を望む障がい者のニーズに対応した支援に努めていきます。

国の基本指針に掲げる成果目標

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が、令和5年度末まで地域生活に移行することを目指す。また、高齢化・重症化を背景とし、令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目指す。



<目標値の設定>

項 目	数 値	考え方
令和2年3月31日時点の施設入所者数	3 人	令和元年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	0 人	施設入所から GH 等への地域移行者数
	0.0 %	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込者数	0 人	令和5年度末時点の削減見込者数
	0.0 %	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

②地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（＝地域生活支援拠点）の整備数と今後の運用状況の検証・検討回数の成果目標を設定します。

昭和村では、令和2年度より、金山町・三島町・柳津町・会津坂下町・会津美里町とともに「会津西武地域生活支援拠点」を整備しました。今後は、かねてより行っている「障害福祉担当者勉強会（2か月に1度開催）」を拠点の運用状況を検証・検討する場とし、地域の実情や障がい者のニーズに対応したサービスの提供が行えるよう、体制づくりを進めていきます。

まずは、昭和ホームと生活支援ハウス（居住棟）を緊急時の受け入れや体験の場として利用すること、昭和福祉会による障害福祉サービス（居宅介護）の提供を目標に、拠点機能の充実に努めていきます。

国の基本指針に掲げる成果目標

令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所整備し、年一回以上運用状況を検証・検討する。



<目標値の設定>

項 目	数 値	考え方
令和2年3月31日時点の整備数	0 か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標値】整備数	1 か所	令和5年度末時点の整備か所数
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0 回/年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	6 回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

③福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度末までに福祉施設を利用している方や就労移行支援事業を利用している方の一般就労への移行に関する成果目標を設定します。

昭和村では、現在村外の就労継続支援事業所を利用している方や、一般就労へ移行した方がいます。今後も就労を継続していく、または一般就労に移行するために、事業所との連絡調整や相談等の支援に努めていきます。

村内の企業においても、障がい者の雇用が促進されるよう、啓発・広報活動を行い、地域で自立して生活していくための選択肢を作っていけるよう努めていきます。

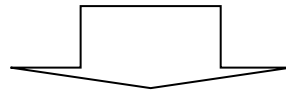
国の基本指針に掲げる成果目標

令和5年度末に、福祉施設利用者のうち一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の1.27倍をすることを目指す。

令和5年度末における就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上と、それぞれ令和元年度末より増加することを目指す。

令和5年度の一般就労移行者数のうち、7割以上が就労定着支援事業利用者であることを目指す。

令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所が、就労定着支援事業所全体数の7割以上となることを目指す。



<目標値の設定>

項 目	数 値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	1 人	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数①
【目標値】一般就労移行者数	1 人	令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数②
	1.0 倍	(倍率)
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1 人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1 人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	1.0 倍	(倍率)
令和元年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	0 人	①のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	0 人	②のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数
	- 倍	(倍率)
令和元年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	0 人	①のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	0 人	②のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
	- 倍	(倍率)
【目標値】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0 人	②のうち、就労定着支援事業の利用者数③
	- %	③／②
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数	0 か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
令和 5 年度の就労定着支援事業所数(見込)	0 か所	令和 5 年度の就労定着支援事業所数(見込)
【目標値】就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	0 か所	令和 5 年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数
	- %	(割合については、令和 5 年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数を令和 5 年度の就労定着支援事業所数で除した値)

④相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に関する成果目標を設定します。

昭和村では、市町村及び相談支援事業所への委託により相談支援事業を行っております。困ったときに相談できる人が欲しい、専門的な知識のある人から助言が欲しい、と思っている方は多くいます。今後も引き続き、障がい者のニーズに対応できるよう、関係機関等と連携をとりながら相談支援を行っていきます。

国の基本指針に掲げる成果目標

各市町村または圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。



<目標値の設定>

(1)障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項 目	数 値	考え方
令和元年度の実施の有無	1	令和元年度の実施の有無(有り:1,無し:0)
【目標】実施の有無	1	令和5年度の実施の有無(有り:1,無し:0)

(2)地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項 目	数 値	考え方
令和元年度の指導・助言件数	0 回	令和元年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	0 回	令和5年度の指導・助言件数

(3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項 目	数 値	考え方
令和元年度の支援件数	0 回	令和元年度の支援件数
【目標値】支援件数	0 回	令和5年度の支援件数

(4)地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項 目	数 値	考え方
令和元年度の実施回数	0 回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	0 回	令和5年度の実施回数

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上に関する成果目標を設定します。

現在障害福祉サービスを利用している方は、村外の事業所で提供されるサービスを利用しています。昭和村では新たな体制の構築は難しい状況にありますが、昭和福祉会で障害福祉サービスの提供ができるよう検討を進めています。今後も引き続き、障害福祉サービスを円滑かつ適切に提供できるよう努めていきます。

国の基本指針に掲げる成果目標

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。



<目標値の設定>

(1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項 目	数 値	考え方
令和元年度の参加人数	0 人	令和元年度の参加人数
【目標】参加人数	0 人	令和 5 年度の参加人数

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項 目	数 値	考え方
令和元年度の体制の有無	0	令和元年度の体制の有無(有り:1,無し:0)
【目標】体制の有無	0	令和 5 年度の体制の有無(有り:1,無し:0)
令和元年度の実施回数	0 回	令和元年度の実施回数
【目標】実施回数	0 回	令和 5 年度の実施回数

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期在院している精神障がい者が地域生活に移行するための成果目標を設定します。

昭和村では現在該当する方はいませんが、そのような方がスムーズに地域生活に移行するためには、関係機関との連携が不可欠です。保健・医療・福祉関係者等による自治体内および圏域でのワーキンググループ等の協議の場に積極的に参加し、包括的かつ広域的な連携体制の構築に努めます。

また、長期在院者は依存症に苦しんでいる場合も多くあるため、依存症に対する理解を深めるための普及啓発を行っていきます。

国の基本指針に掲げる成果目標

精神障がい者の精神病棟から退院後１年以内の地域における平均生活日数３１６日以上を目指す。

精神病棟の１年以上入院者数を１０．６万人～１２．３万人にする。

（平成３０年度の１７．２万人と比べて６．６万人～４．９万人減）

退院率を３カ月後６９％以上、６カ月後８６％以上、１年後９２％以上とする。

（平成３０年度の上位１０％の都道府県の水準）

⑦障がい者の権利擁護

障がい者の重度化・高齢化や、障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後」を見据えた、成年後見制度の利用者数の成果目標を設定します。

昭和村では、現在利用者はいませんが、今後制度の利用が必要となる人は１２名（高齢・障がいあわせて）と推計されます。障がい者の権利を守るため、近隣町村と連携して、中核機関の設置や、協議の場を設けるなどし、成年後見制度利用のための体制を構築し、利用促進を図ります。

■障がい児支援

障害児支援の提供体制の整備等

障がい児支援のための施設・事業所の整備や、支援体制に関する成果目標を設定します。

昭和村では、新たな施設・事業所の整備は難しい状況にあります。医療的ケア児支援の協議の場についても、現在は設けておりませんが、今後、保健・医療・福祉関係者等による自治体内及び圏域ワーキンググループ等の協議の場に積極的に参加し、包括的かつ広域的な連携体制の構築に努めていきます。

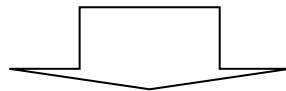
国の基本指針に掲げる成果目標

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各町村に少なくとも1か所設置する。

保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する。（事業所の整備等）

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。

令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置をする。



〈目標値の設定〉

1. 児童発達支援センターの整備

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	0 か所	令和 5 年度末までの整備か所数

2. 保育所等訪問支援事業所の整備

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	0 か所	令和 5 年度末までの整備か所数

3. 重症心身障害児を支援する事業所の整備

(1) 重症心身障害児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	0 か所	令和 5 年度末までの整備か所数

(2) 重症心身障害児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の整備数	0 か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】整備数	0 か所	令和 5 年度末までの整備か所数

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(1) 関係機関の協議の場の設置

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の協議の場の数	0 か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】協議の場の数	1 か所	令和 5 年度末までの整備か所数

(2) コーディネーターの配置

項 目	数 値	考え方
令和 2 年 3 月 31 日時点の配置数	0 人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	0 人	令和 5 年度末までの配置数

2-2. 障害福祉サービスの見込量

これまでの各サービスの利用実績等を勘案した中で、令和5年度までの各年度における障害福祉サービスの必要量を次のとおり設定します。

今後の事業者における新体系サービスへの移行状況を踏まえながら、障がいのある方に適切なサービスを供給できるよう体制づくりに努めます。

■障害福祉サービス

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護 5サービスの合計	6時間分 2人分	6時間分 2人分	6時間分 2人分
	生活介護	66人日分 3人分	66人日分 3人分	66人日分 3人分
	自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	就労移行支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	22人日分 1人分
	就労継続支援（A型）	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
日中活動系	就労継続支援（B型）	66人日分 3人分	66人日分 3人分	44人日分 2人分
	就労定着支援	1人分	1人分	0人分
	療養介護	0人分	0人分	0人分
	短期入所（医療型）	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	短期入所（福祉型）	15人日分 1人分	15人日分 1人分	15人日分 1人分
	自立生活援助	0人分	0人分	0人分
	共同生活援助（GH）	4人分	4人分	4人分
居住系	施設入所支援	3人分	3人分	3人分

※単位：1ヶ月あたり人・日

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援関連	計画相談支援	9人分	9人分	9人分
	地域移行支援	0人分	0人分	0人分
	地域定着支援	0人分	0人分	0人分

※単位：1年あたり人

■障害児福祉サービス

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児支援	児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	医療型児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	放課後等デイサービス	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	保育所等訪問支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	居宅訪問型 発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	福祉型 障害児入所支援	0人分	0人分	0人分
	医療型 障害児入所支援	0人分	0人分	0人分
	障害児相談支援	0人分	0人分	0人分
	医療的ケア児調整コー ディネーター配置人数	0人	0人	0人
	保育所の利用を必要と する障がい児数	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	認定こども園の利用を 必要とする障がい児数	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	放課後児童健全育成事 業を必要とする障がい 児数	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	短期入所（医療型）	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
	短期入所（福祉型）	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分

※単位：1年あたり人・日

2-3. 地域生活支援事業の見込量

障がいのある方がその能力や適正に応じて自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援する「地域生活支援事業」の実施にあたっては、障がい者の心身や介護を行う方の状況等を総合的に勘案し、必要とする福祉サービスが受けられるよう配慮します。

■地域生活支援事業について

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	自立支援協議会 (保健福祉審議会)	実施有り	実施有り	実施有り
	相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
コミュニケーション事業	コミュニケーション事業	0人	0人	0人
日常生活用具給付事業	介護訓練等支援用具	0人分	0人分	0人分
	自立生活支援用具	0件	0件	0件
	在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
	情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
	排泄管理支援用具	12件	12件	12件
	住宅改修費	0件	0件	0件
	移動支援事業	1人分 108時間	1人分 108時間	1人分 108時間

【資料編】

1. 昭和村保健福祉審議会委員名簿

(任期：令和3年2月18日～令和3年3月31日)

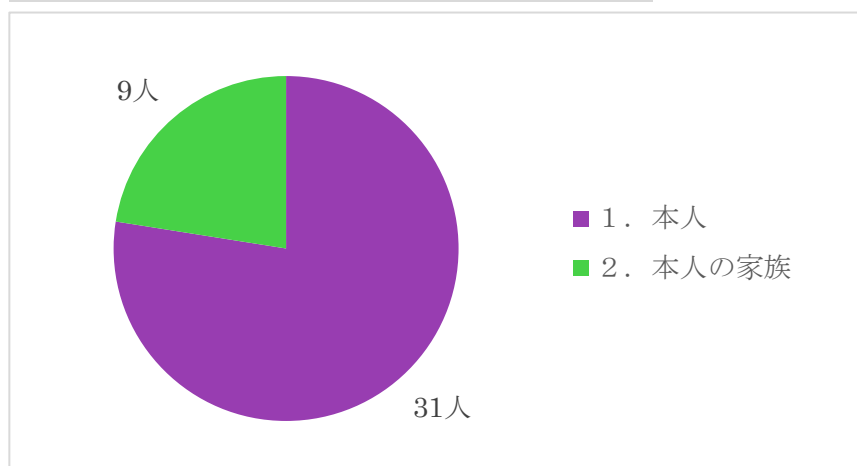
組 織	氏 名	備 考
村議会議員	渡部 節雄	昭和村議会総務厚生文教常任委員長
保健関係者	渡邊 雅子	昭和村保健推進員会長
	渡辺 仁子	昭和村食生活改善推進員会長
福祉関係者	舟木 昌孝	昭和村社会福祉協議会長
	山川 一夫	昭和村民生委員協議会長
	本名 秀子	昭和村主任児童委員
	五十嵐 由美	昭和村主任児童委員
医療関係者	今井 一男	昭和村国保診療所所長
	福島 正義	昭和村国保診療所歯科長
教育関係者	馬場 政之	昭和村体育協会会長
	安藤 裕明	昭和小学校長
	星 文行	昭和中学校長
学識経験者	渡部 喜一	昭和村老人クラブ連合会長
	齋藤 正雄	会津よつば農業協同組合昭和支店長
	栗城 登	昭和福祉会昭和ホーム施設長
	菅家 哲	昭和村商工会長
行政の職員	小谷 尚克	福島県会津保健福祉事務所長
その他村長が必要と認めた者	鈴木 司	会津坂下警察署昭和駐在所

2. アンケート調査結果

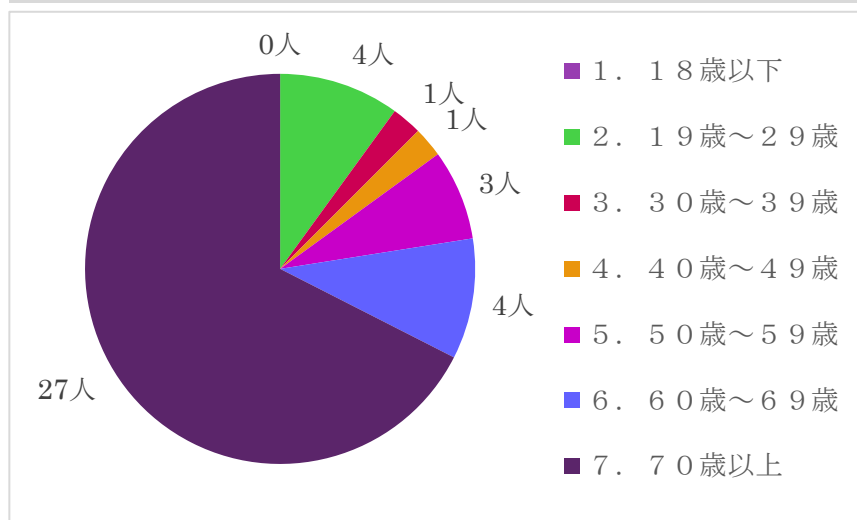
昭和村では、本計画の策定及び施策推進の基礎資料として使用するため、昭和村の管理する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（介護保険制度における要介護認定を受けている者を除く。）本人または家族に対して、アンケートを実施しました。ここではアンケートの集計結果を詳細に明示しています。（金山町・三島町・柳津町と合同でアンケートを作成・実施しました。）

障がい者数	アンケート回収数	有効回答数	回答率
53	40	40	75.47%

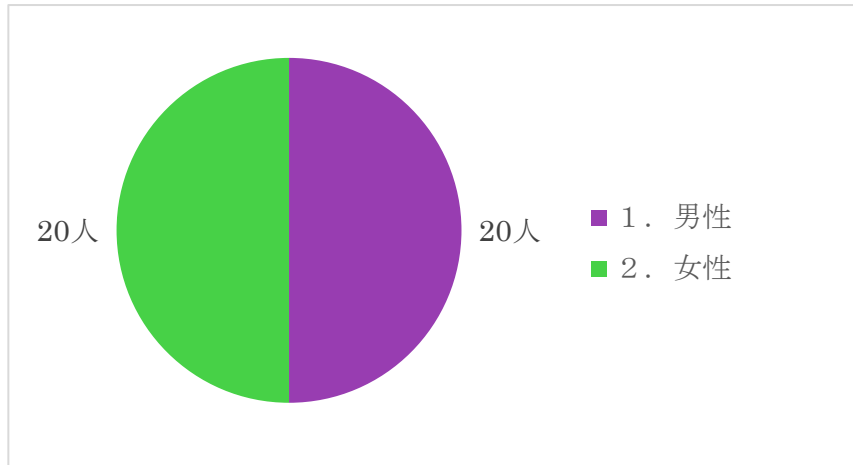
問1 お答えいただくのは、どなたですか。



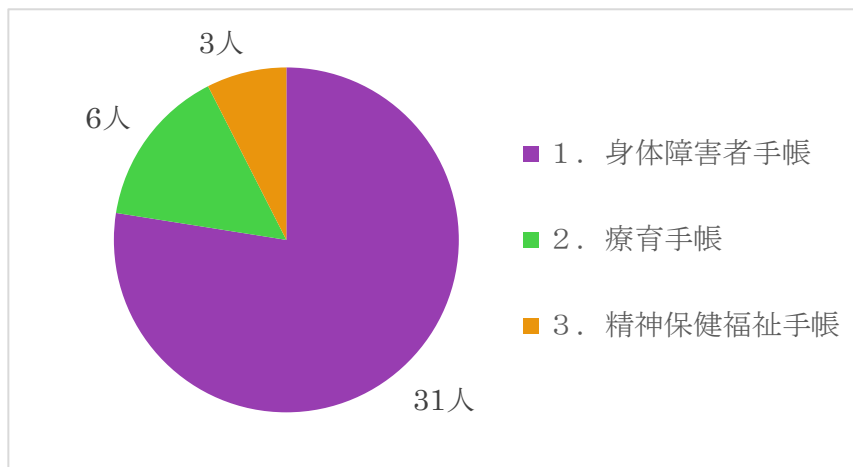
問2 あなたの年齢をお答えください。（令和2年4月1日現在。）



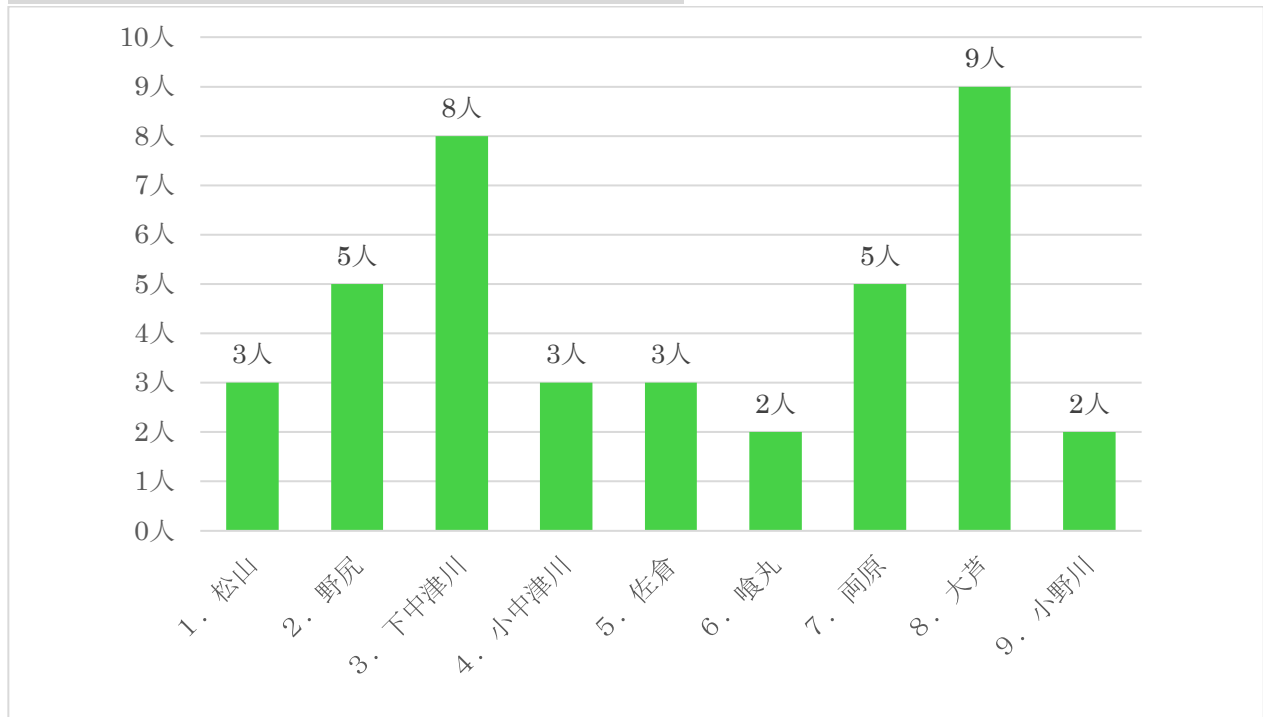
問3 あなたの性別をお答えください。



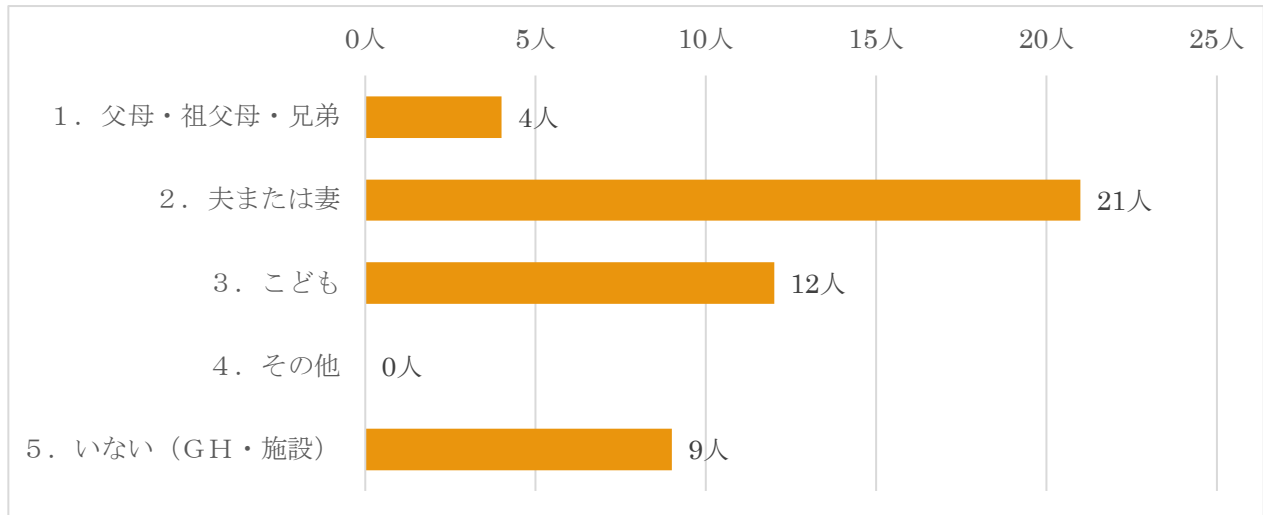
問4 あなたは身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちですか。



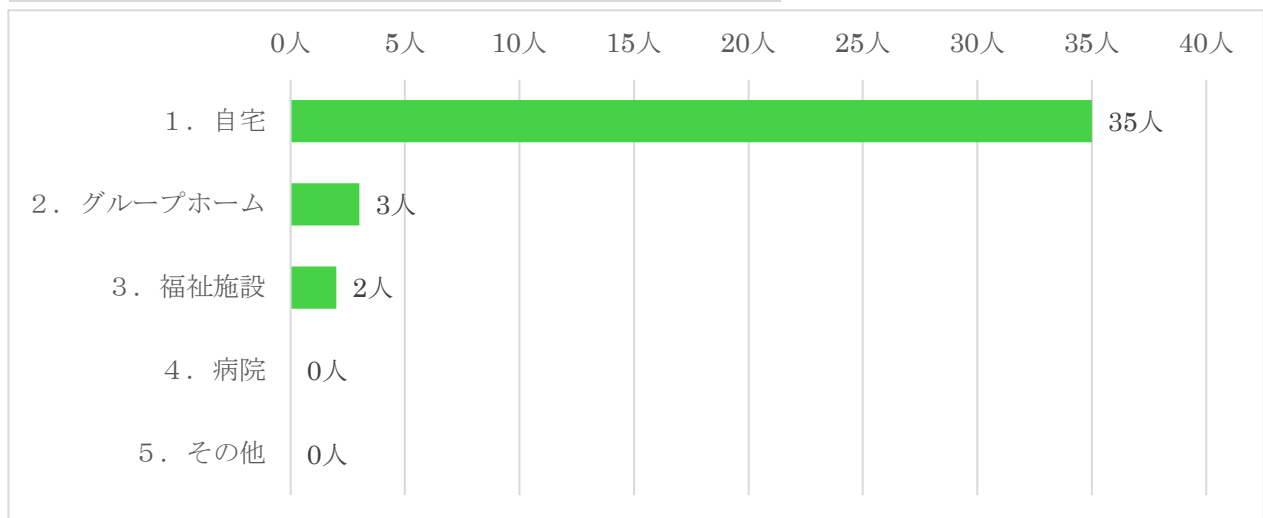
問5 あなたのお住まいの地区はどこですか。



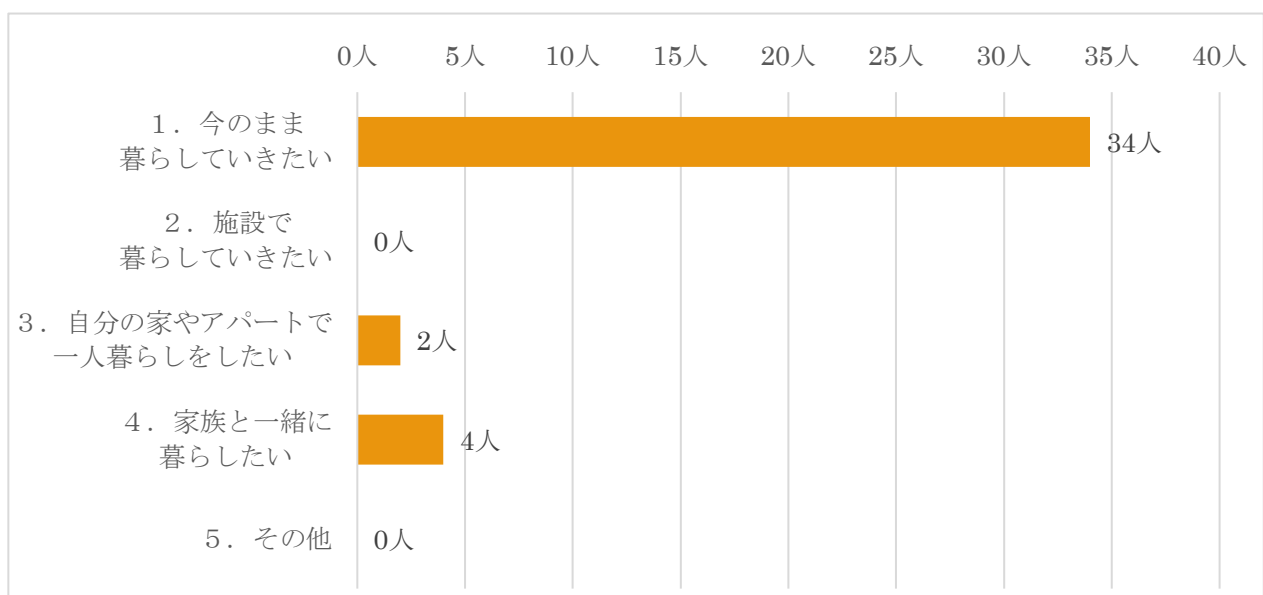
問6 あなたはいま、どなたと一緒に暮らしていますか。



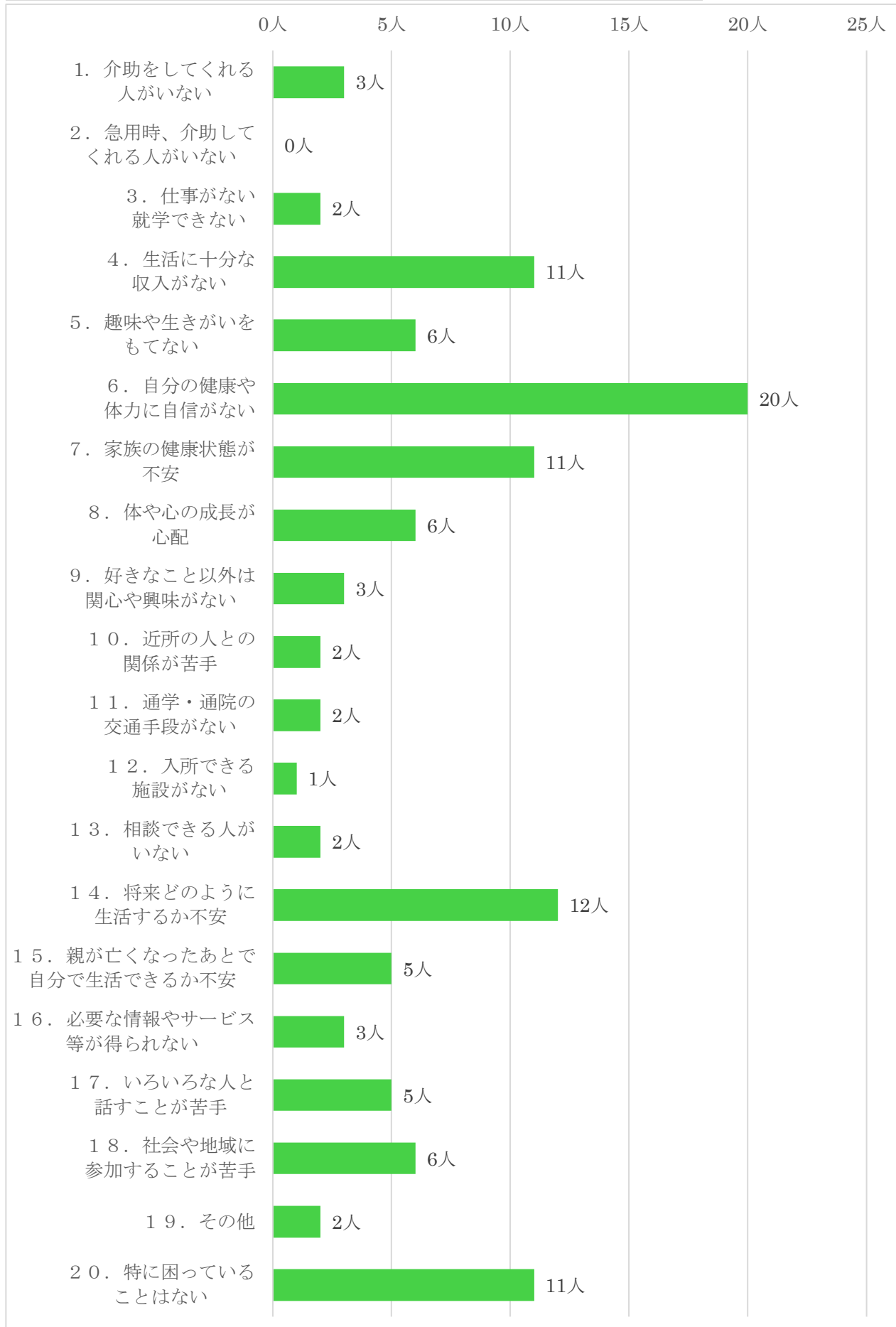
問7 あなたはいま、どのように暮らしていますか。



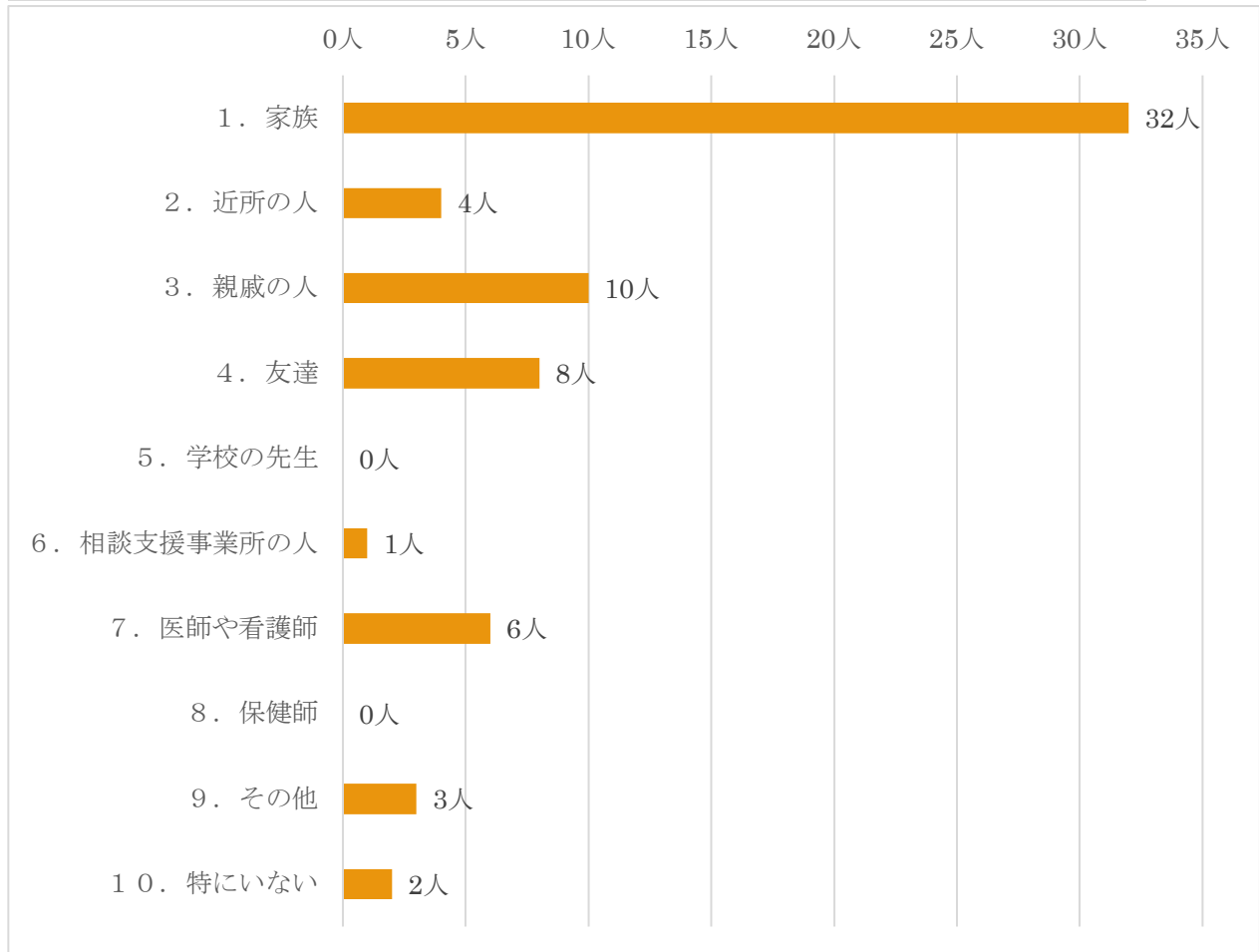
問8 あなたは今後、どのように暮らしていきたいですか。



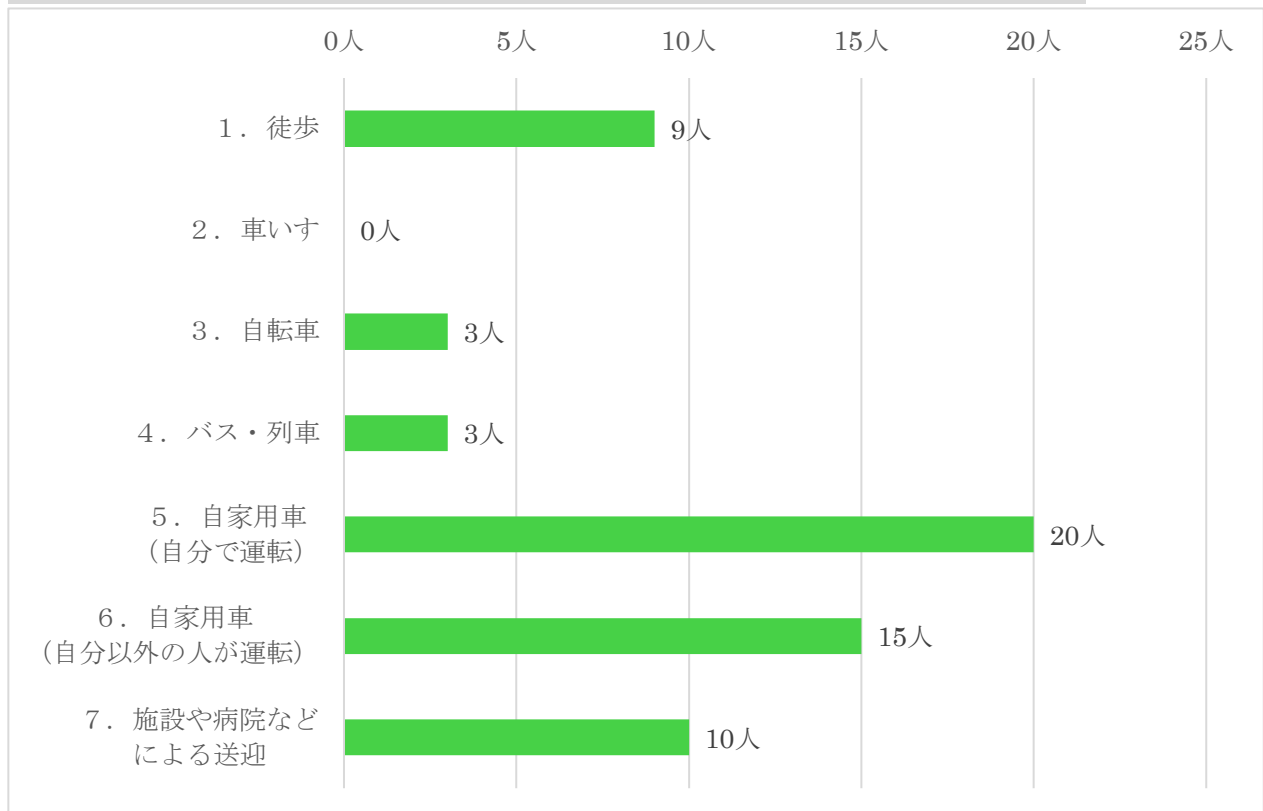
問9 あなたがいま困っていることはありますか。(複数回答あり)



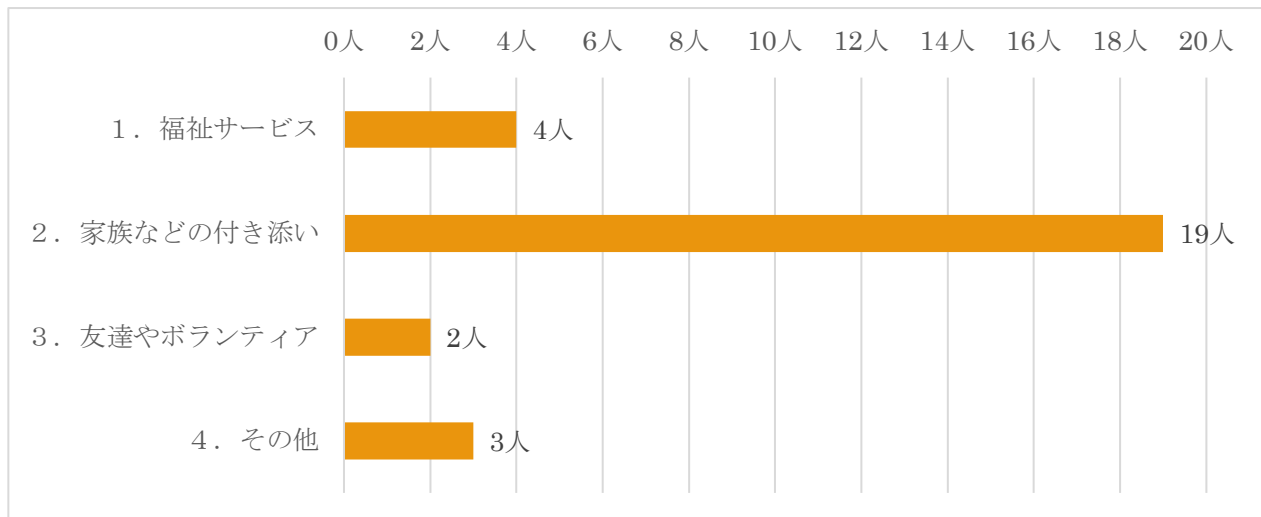
問１０ あなたは悩みがあったとき、誰に相談していますか。（複数回答あり）



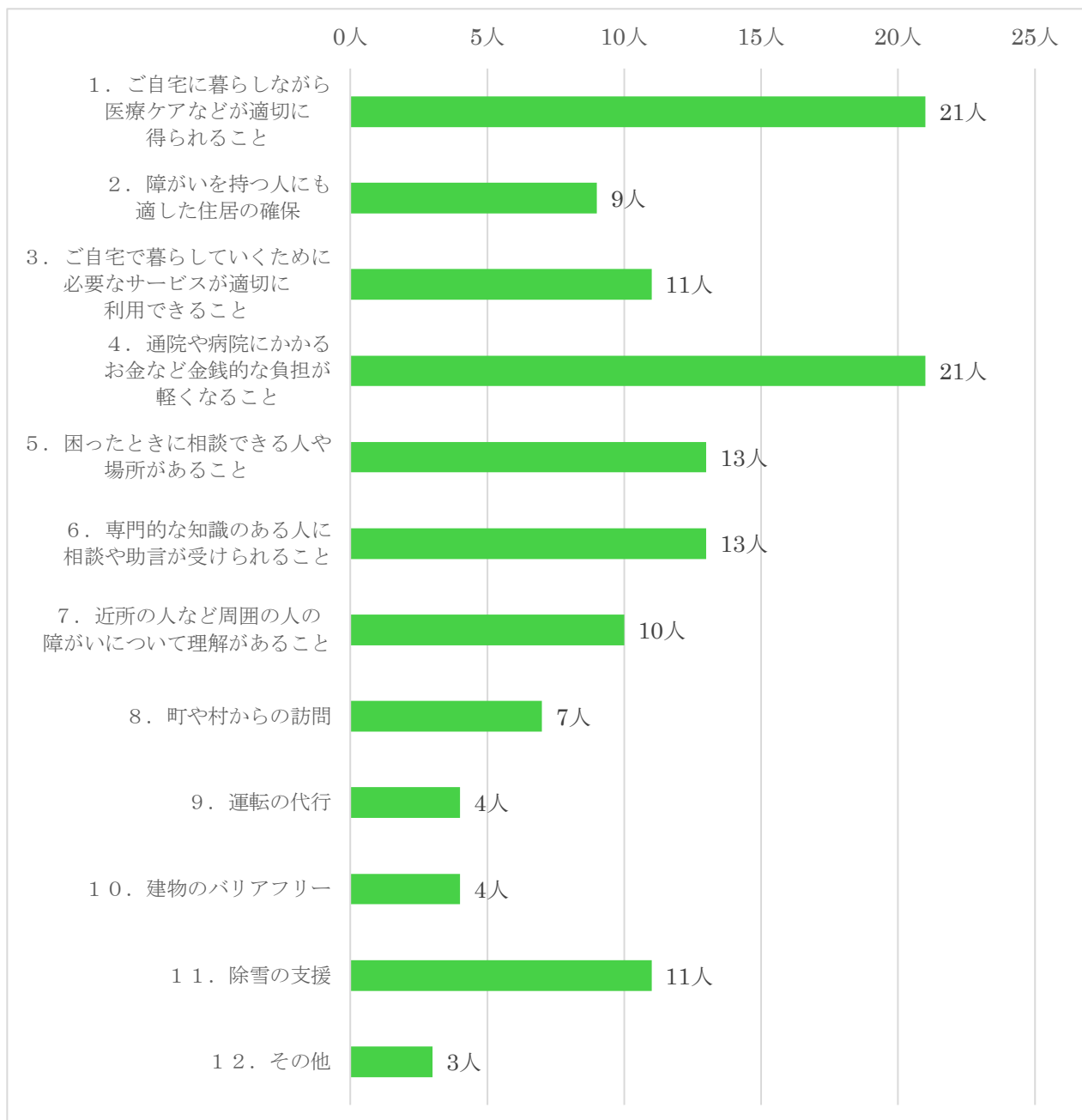
問１１ あなたが外出するときの交通手段はなんですか。（複数回答あり）



問12 一人で外出ができない場合、どのように外出していますか。(複数回答あり)



問13 あなたはこれから、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答あり)



要望や普段感じていることなど自由に記載してください。

・障がい者施設（車いすで利用できるバリアフリーの施設）を増やしてほしい。
・家族と同居しているため低年金でも保険料が高い。収入に応じた料金にしてほしい。
・村の中にいてもやることがないのでつまらない。
・昨年のような浅雪であれば心配ないが、大雪であれば除雪が大変。
・障がいのあるなしに関わらず、様々な人が共生して生活できることが大切だと思う。
・行政には色々と支援していただき感謝している。
・自分用の農作業や食事、除雪機の利用などそれぞれ一人でやっているが、年とともに自信がなくなってきた。
・障がいの持っていない方と持っている方との会話が大変。
・除雪や運転はできるので、乗れる除雪機の貸し出しがあればありがたい。
・障がい者本人と家族が感じている困りごとはちがう。